2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は 84.0% (平成 30 年調査 82.7%) となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は 94.9% (同 93.0%)、「26%以上」とする企業割合は 5.0% (同 6.1%) となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が19.5%、「300~999人」が14.1%、「100~299人」が6.2%、「30~99人」が3.3%となっている。(第15表)

第 15 表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位:%)

企業規模・年	全企業	定めている	時間外				
			一律に 定めている	時間外労働の割増賃金率階級		時間外労働時 間数等に応じ	定めて いない
			上のている	25%	26%以上	て異なる率を 定めている	
平成31年調査計	100.0	93.8	84.0 (100.0)	(94.9)	(5.0)	9.7	6. 2
1,000人以上 300~999人 100~299人	100. 0 100. 0 100. 0	99. 4 98. 2 96. 7	83.5 (100.0) 82.6 (100.0) 86.4 (100.0)	(80. 3) (85. 9) (93. 8)	(19.5) (14.1) (6.2)	15. 9 15. 6 10. 3	0. 6 1. 8 3. 3
30 ~ 99人	100.0	92. 2	83. 4 (100. 0)	(96.6)	(3.3)	8.8	7.8
平成30年調査計	100.0	92.4	82.7 (100.0)	(93.0)	(6.1)	9.8	7.6

注:1) ()内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は 27.3%(平成 30 年調査 30.1%)となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25~49%」とする企業割合は 38.5%(同 40.3%)、「50%以上」とする企業割合は 60.6%(同 56.2%)となっている。

1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区 分別にみると、「中小企業」が 22.5%、「中小企業以外」が 54.4%となっている。(第 16 表)

第 16 表 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、 割増賃金率階級別企業割合

(単位:%)

企業規模・ 中小企業該当区分・ 年	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 1)		定めている 2)3)		1 か月60時間を超える時間外 労働に係る割増賃金率階級		定めて いない
* +					25~ 49%	50% 以上	V '/4 V '
平成31年調査計	[93.8]	100.0	27. 3	(100.0)	(38.5)	(60.6)	72.7
1,000人以上 300~999人 100~299人 30 ~ 99人	[99.4] [98.2] [96.7] [92.2]	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	86. 1 61. 3 31. 9 20. 1	(100.0) (100.0) (100.0) (100.0)	(3. 6) (9. 0) (34. 8) (55. 4)	(96. 0) (90. 9) (64. 7) (43. 1)	13. 9 38. 7 68. 1 79. 9
中小企業 中小企業以外	[93.6] [94.7]	100. 0 100. 0	22. 5 54. 4	(100.0) (100.0)	(55. 3) (-)	(43. 4) (99. 9)	77. 5 45. 6
平成30年調査計	[92.4]	100.0	30.1	(100.0)	(40.3)	(56.2)	69.9

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業割合である。

- 2) () 内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。
- 3) 「定めている」には、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

^{2) 「}一律に定めている」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。